

# 消防の動き



- ▶ 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律
- ▶ アルジェリア地震における国際消防救助隊 (IRT-JF) の活動概要
- ▶ 「自治体消防55周年記念事業」基本計画

平成15年  
7月号  
No.388

消 防 庁

# 危機管理と安全管理



大阪市消防局長 前川 大恵

昭和23年3月7日消防組織法の施行とともに自治体消防が発足して満55年を迎えることとなった日本の消防は、幾多の先人の智恵と努力、そして複雑多様化した多くの災害経験から常にあるべく姿を求めた脱皮を繰り返し、世界に誇りうる消防体制が構築されました。しかしながら消防を取り巻く昨今の災害環境は誠に厳しいものがあるといわざるを得ません。一昨年の米国同時多発テロと、これに端を発したNBC災害危険、また本年2月に韓国大邱（テグ）市で発生した地下鉄火災など、作為的な事故・事案にも対応しなければならないという非常に難しい時代に突入したと考えられます。

一方、大阪市におきましては、依然として火災件数の約40%が放火あるいは放火の疑いということで火災原因のトップを占めておりますが、本年4月と5月になって大阪市南部地域を中心に連続放火火災が多発し、しかも深夜の寝静まった時間帯に住宅に放火するという極めて悪質かつ凶悪な火災が発生している現状にあります。当局ではあらゆる放火防止対策の徹底と併せて、平成10年4月に導入した消防車両動態管理システムを最大限に活用して、消火、人命救助活動における消防隊の運用を効率的かつ効果的に行い連続火災に対処しているところです。

また昨年11月6日には、大阪市淀川区の軌道敷内において、当局消防職員が救助活動中、後続列車と接触し死傷するという事案が発生しました。この事故の教訓から、今後このような二次災害が発生することがないように万全を期すため、大阪府・兵庫県内の消防機関と鉄道機関で構成する鉄道事故安全対策調整委員会を設置し、事故発生時の列車の運行停止に関することや、消防機関と鉄道事業者との情報連絡に関する事など鉄道事故時の安全対策について、消防機関と鉄道事業者それぞれが最低限守るべきルールを定めた「鉄道事故の安全対策に関する覚書」をまとめ、本年2月28日に締結したところです。

今日、災害発生の原因が犯罪によるものであったり、また活動する消防職員にとって予期し難いものであったり、まさに危険と隣り合わせの仕事をする消防職員にとって災害に対する危機管理と安全管理は表裏一体のものとして重要な課題となってきております。

我々消防職員は、今後一層、ますます複雑多様化する今日的災害に対応する危機管理と安全管理に努めていかなければならないものと考えます。

（追伸）

この巻頭言の寄稿後に、神戸市消防局職員の殉職事故が発生しました。

殉職された方々のご冥福と負傷された方々の一日も早いご回復を心よりお祈りいたします。

# 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律



## 1 はじめに

「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」が、去る6月18日に法律第84号として公布されました。

この改正は、消防審議会からの「国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する答申」(平成14年12月24日)等を踏まえ、大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化、消防需要の高度化及び専門化に対応する体制の整備、消防用設備等の技術基準に対する性能規定の導入等を図るため、行われたものです。

この改正内容の概要を紹介します。



## 2 消防組織法の改正

### 1 大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化

昭和23年に消防組織法が制定されて以来、消防の責任は、市町村が有することとされており、その原則を基本として、充実強化が行われてきた。しかしながら、大規模災害に際しては被災地の市町村ごとの対応にとどまらず広域的な対応が必要であり、また、特殊災害では専門の知識・能力・経験に基づく特別の対応が必要となる。

これらの大規模・特殊災害等が発生した場合、行政全体としての的確に対処し、被害を最小限にとどめるためには、市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を的確に担っていくことが望ましい。

特に近年、東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震等の切迫性やNBCテロ災害発生危険性等が指摘されている。これらの従来想定されていなかった災害への対処のため、消防機関において、全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化を図る必要がある。

このため、今回、以下のような新たな枠組みの導入を図った。

### ① 大規模災害発生時等において、広域的な緊急対応のため、「緊急消防援助隊」について法定

阪神・淡路大震災の教訓にかんがみ、平成7年、消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官の措置の求めを受けて、迅速・効果的に対応できるよう、緊急消防援助隊要綱を消防庁長官が定めた。この要綱により、緊急消防援助隊が運用されてきた。現在2,210隊が登録されており、31,000人の規模を擁している。

今回、国の関与や財政措置を明確にするため、法律に位置付けることとなった。緊急消防援助隊は、消防庁長官の措置要求や指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員・施設により構成される部隊をいうとされた。この規定により、通常、地方公共団体に属する消防隊が、広域的な対応のため、緊急時には緊急消防援助隊として組織されるものであることが明らかにされた。

### ② 全国的な観点からの緊急対応のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示を創設

(イ) 大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、(ロ) 毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時には、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示できることとした。

極めて大規模な災害や特殊災害については、国の関与をより明確にし、迅速かつ円滑な対応を行う必要があるという考え方に立つものである。

この指示は、既存の措置要求と異なり、最終的な出動の判断は国の意思によることになり、指示を受けた地方公共団体には、出動すべき法的拘束力が生じる。指示の対象は、「出動」に限られ、緊急消防援助隊は、出動した被災地において、当該地域の消防力に組み込まれ、基本的には被災地の受援市町村の長の指揮の下、行動することになる。

### ③ 緊急消防援助隊の編成・整備に係る基本的な事項に関する計画の策定

大規模災害や特殊災害の種類や被災の内容・程度によってどのような緊急消防援助隊が必要かをあらかじめ想定し、その計画的な整備を図ることが不可欠である。また、資機材や装備についても、あらかじめ用意しておく必要がある。

このため、国において基本的な計画を策定することとされた。

なお、この計画は、国の予算措置と密接不可分であることから、消防庁の予算要求を行う総務大臣が財務大臣と協議することとなった。

### ④ 消防庁長官による緊急消防援助隊に係る登録・協力手続等

緊急消防援助隊は地方公共団体の消防隊により構成されるが、緊急時に必要な隊として予定する消防力の充足状況をあらかじめ掌握し、かつ緊急時において円滑に措置要求又は指示を行うため、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が人員・施設を登録するものとした。また、国が作成する③の計画との整合を図るため、消防

庁長官は、地方公共団体に対し、登録について、協力を求められることとした。

### ⑤ 緊急消防援助隊に係る国の財政措置等

緊急消防援助隊の出動は、地方公共団体が有する人員・施設を活用して、全国的視点からの国の要求又は指示に基づくものであり、その実効を確保するためには、財政措置についても、国の責任を明確にしておく必要がある。

このため、(1) 消防庁長官の指示を受けて出動した活動により増加し、新たに必要となる費用のうち、隊員の特殊勤務手当その他の政令で定める経費は、国が負担する。(2) 国が作成する③の計画に基づく施設設備の整備については、国が補助する旨、法律上、明記する。(3) 緊急消防援助隊の活動に要する国有財産・物品の地方公共団体による無償使用についても、根拠規定を整備する。

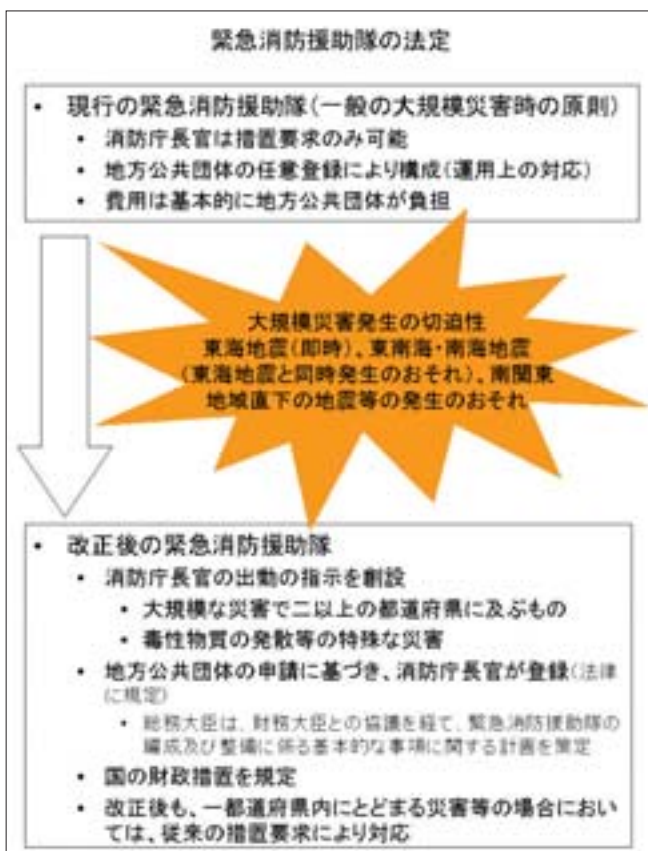
## 2 都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入

近年、林野火災の消火や救急・救助・捜索活動において、ヘリコプターを用いる機会が増加している。ヘリコプターは、機動性に優れている反面、整備運用に多額の経費を要し、一般の市町村の財政力では対応が容易でないこと、広域的な活動能力を有し、相当数の市町村の区域にわたって活用する方が効率的なこと等から、都道府県において、ヘリコプターを整備し、市町村との協力により活動を行うこととし、既に37道県が消防防災活動を行うヘリコプターを保有している。

しかし、これまで、都道府県による消防活動の実施について、明確な法的根拠はなく、市町村職員（都道府県職員の身分を併有）が都道府県有のヘリコプターを使用して、消防業務を行うとの法的構成がとられてきた（当該市町村以外の区域では、市町村間の相互応援となる。）。今回、都道府県による事務を、市町村の消防責任との整合を図るための「支援」と位置付け、都道府県の役割を明確にした。

また、都道府県・市町村間では事前に協定を締結して、要請方法や経費負担などの詳細を定めておくことが望ましい。

なお、都道府県のヘリコプターによる活動は、支援



を受けた市町村の消防機関との密接な連携の下に行う必要がある。

### 3 自主防災組織への教育訓練機会の提供

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織の構成員に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を提供するよう努めなければならないとした。大規模災害時における住民の「自助」「共助」活動の推進を図るため、行政の側に努力義務を課したものである。

### 4 常備消防の設置義務制度の廃止

消防本部・消防署を置かなければならない市町村を政令により指定する制度を廃止した。常備化が、全国をおおむねカバーしていることから、制度の目的は既に達せられたことによる。



## 3 消防法の改正

### 1 消防用設備等に係る技術上の基準における性能規定の導入等

近年、防火対象物の大規模化・高層化・深層化や、利用形態の多様化が進む中、平成12年度に性能規定化を盛り込んだ建築基準法が施行されたこと等も背景として、国の総合規制改革会議からも提言されているように、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入していくことが求められている。

消防庁では、平成11年度から防火対象物の火災危険性に応じた総合的な防火安全対策手法や性能評価手法について検討を行ってきたところであり、消防用設備等に要求される性能水準、検証法等について一定の知見が得られたことから、特に必要性の高い大規模・特殊な防火対象物への対応を念頭に、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定の導入を図るため、以下のような改正を行った。

#### ① 現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備

今後性能規定を盛り込んでいく趣旨を明確化するための規定整備を行った。

これを受けて、政省令に性能規定等を整備して

行く予定である。

また、こうした性能規定でも対応できないような特殊な消防用設備等については、国（総務大臣）が性能の同等性を判断することにより導入することができる途を設けた。

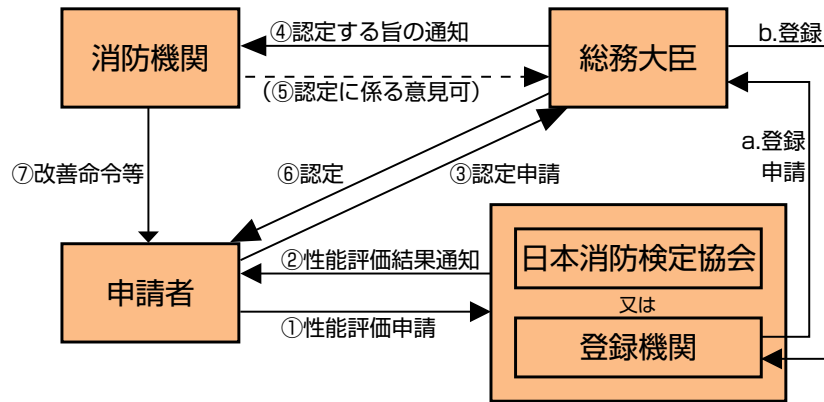
#### ② 性能確認のための評価制度の整備

特殊な消防用設備等について、日本消防検定協会又は登録検定機関（検定又は性能評価を行う機関としてあらかじめ総務大臣の登録を受けた機関。後述）による性能評価をもとに総務大臣が認定する制度を導入した。

- ・防火対象物の関係者は、本来の消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等であって、当該消防用設備等と同等の性能を有し、かつ、当該特殊消防用設備等の設置・維持に関する計画（設備等設置維持計画）に従って設置・維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを設置することができる。
- ・総務大臣の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会又は登録検定機関の行う性能評価を受けなければならない。
- ・性能評価を受けた者は、設備等設置維持計画及び評価結果を総務大臣に提出し、当該申請に係る特殊消防用設備等が本来の消防用設備等に比べ同等以上の性能を有しているかどうかの審査を受け、当該性能を有しているときは認定を受けることとなる。なお、総務大臣は、認定しようとするときは、その旨を関係消防長等に通知しなければならないこととし、関係消防長等は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができるものとしている。
- ・認定の失効、大臣認定後の変更に係る大臣承認（軽微な変更については消防長等への届出）等について規定した。

#### ③ 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録検定機関制度に移行

消防用機械器具等の検定に係る業務については、日本消防検定協会のほか、指定検定機関で行う制度であったが、現在まで指定された実績がないこと等から、「公益法人に対する行政の関与の在り方



の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、一定要件に適合すれば登録される「登録機関」による実施に移行することが可能かどうか検討することとされた。

こうした状況等を踏まえ、性能評価に係る業務を日本消防検定協会に行わせるとともに、指定検定機関を、これまでの検定業務及び今回設ける性能評価業務を行う登録検定機関制度に改編することとし、これに必要な所要の規定整備を行った。

## 2 消防庁長官の主体的な判断による火災原因調査

消防長又は消防署長が行う火災の原因調査については、「消防長等から求めがあった場合において、特に必要があると認めるとき」のみ、消防庁長官が行うものとされていた。

しかしながら、最近における科学技術の進歩による産業の高度化等に伴い、火災原因調査に要する技術的知見の程度も高くなってきている。こうしたことから、一昨年(平成25年)の新宿区歌舞伎町ビル火災(死者44名)発生後の国会審議や、同火災を受けた昨年の消防法改正に係る国会の附帯決議において、大規模火災等については、地方公共団体から求めがない場合でも、火災予防対策等の企画立案に当たる国が火災原因調査をできるようにすべきであるとの指摘がなされたところである。

このため、消防長等から火災の原因調査の要請が行われた場合に加えて、消防庁長官が自らの判断において特に必要があると認めるときには、火災原因の調査を行うことができるよう改正を行った。

消防庁長官が原因調査を行う対象としては、次のような火災を想定している。

- ① 火災予防対策等の企画立案上、特に重視すべき火災
- ② 多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災
- ③ 燃烧状況が特殊である火災等であって、通常の火災原因の調査ではその原因究明が困難なもの
- ④ 大規模火災等であって、消防長等から消防庁長官に火災原因調査の実施を要請するいとまがない火災

## 3 救急業務の実施義務制度の廃止

救急業務を実施しなければならない市町村を政令により指定する制度を廃止した。常備消防の設置義務制度の廃止と同様の趣旨によるものである。

## 4 施行期日ほか

施行期日は、以下のとおりとなっている。

- ① 緊急消防援助隊の編成・整備計画の策定、登録手続、消防庁長官の主体的な判断による火災原因調査の実施等については、公布後3月以内
  - ② 緊急消防援助隊に係る出動の指示及び財政措置等については、平成16年4月1日
  - ③ 消防用設備等に係る技術上の基準における性能規定の導入については、公布後1年以内
- なお、所要の経過措置や他法改正等が措置された。

今回の改正は、消防活動の現場に大きな影響を及ぼすものである。改正内容を十分理解されるとともに、今後の動向等に注目しておく必要がある。

# 特集 2 アルジェリア地震における国際消防救助隊 (IRT-JF) の活動概要

## 救急救助課



### 1 アルジェリア地震発生～初動対応

日本時間の5月22日未明(3:45)にアルジェリア民主人民共和国の首都アルジェの東部約60kmの都市テニア付近を震源地とするマグニチュード6.7(米国地質調査所調べ)の大規模な地震が発生しました(図参照)。当初の情報(BBCニュース)では死者95名以上、負傷者350名以上でしたが、時間の経過と共に死者・負傷者とも増加の一途をたどっていきました。

消防庁においては、早い段階から外務省との連絡・協議を行い、国際緊急援助隊(JDR)救助チーム(\*1)派遣の可能性があることを受け、同日の当番消防本部に対して国際消防救助隊(IRT-JF)派遣の可能性

があるため準備を整えておくよう依頼していました。同日の14:30にはアルジェリア政府より正式に派遣の要請があったことを受けて消防庁長官が正式に国際消防救助隊の派遣を決定しました。



図 首都アルジェ近郊

\*1 国際緊急援助隊(Japan Disaster Relief Team : JDR)には救助チーム、医療チーム及び専門家チームがあり、救助チームは国際消防救助隊(International Rescue Team of Japanese Fire-Service : IRT-JF)、警察庁、海上保安庁から構成される。



### 2 成田から現地へ

国際消防救助隊の第一陣4名(消防庁1名、東京消防庁3名)は同日19:00に成田空港に集合し、国際消防救助隊としての結団式を行った後、国際緊急援助隊となる他のメンバー14名(外務省、JICA、警察庁及び海上保安庁)と合流し、19:30に国際緊急援助隊としての結団式を行い、21:55発にて成田を出発しました。

国際消防救助隊の第二陣13名(東京消防庁5名、仙

台市消防局2名、京都市消防局2名、川口市消防本部2名、朝霞一部事務組合埼玉県南西部消防本部2名)は、23日7:30に成田に集合し、警察庁、海上保安庁等の他のメンバー30名と共に11:10に成田を出発しました。(国際消防救助隊の陣容については一覧表参照)

国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊救助チーム第一陣18名は、パリで先遣隊4名(東京消防庁1名、他は外務省・JICA)と後続の14名に分かれて、アルジェリアの首都アルジェへ入り、また、第二陣は全員がそろってアルジェに入ることができました。



### 3 現地での活動状況

現地のアルジェリアにおいては、先遣隊の先導のもと第一陣の残り14名が活動現場に到着したのは現地時間で23日19:20(日本時間24日3:20)でした(既に地震発生からほぼ48時間が経過)。現場は首都アルジェから東方約60kmの海岸沿いの村ゼンムリ・エル・バリにあるバンガローも付属する海岸に面する複合型ホテルで、6階建ての2棟のうちの1棟がほぼ完全に崩壊した状態でした。先遣隊が現場で収集した情報によると、この時点で5人程度が生き埋めになっているとのことでした。第一陣全てが到着したときには、既にルクセンブルグとドイツのチームが捜索を行っていましたが、諸般の事情からどちらのチームも撤退することになったため、日本チームが引き継いで捜索活動を開始しました。トルコチームも同じ現場にいたものの既に救助活動を中止していました。日本チームが夜を徹して作業を続けることを知りトルコ側からの共同作業の提案を受け、交代で作業を行うこととしました。予定では現地時間23日21:30まで日本チームが捜索活動を行い、その後トルコチームと交代することになっていましたが、同時刻になって交代のため機材を片づけて撤収しようとしたときに日本チームの1人(海保の隊員)が人の声らしきものを耳にし、生存者がいることが確認

できたため、救出活動を続行することとしトルコチームと連携して作業に当たりました。懸命の救出作業の結果、現地時間23日23:59に無事男性1名の救出に成功しました（図2）。その後、現地時間の4:10に第二陣が現場に到着したことを受け、5:00から当初の予定どおり3小隊（消防庁、警察庁、海上保安庁の隊員による1小隊11人からなる3つの混成チーム）に分かれて救助活動を再開しました。



写真1 生存者救出の瞬間



写真2 軍との連携の様子

残念ながら、この後は生存者を救出することはできませんでしたが、地元軍からの申し出により軍と連携して救出活動に当たり、現地時間13:55に男性1名遺体で救出（11:35発見）、同18:30には2体目の遺体を救出（16:30発見）しました（図3）。この日の現地時間20:00過ぎ（既にこの時点で地震発生から72時間以上経過）には一旦救助活動を切り上げ、第一陣にとってはパリでのトランジット以来約43時間ぶりの睡眠となりました。

翌日は現地時間25日9:50に前日と同様に軍と連携しながら救助活動を再開し、現地時間15:23に3体目の遺体を救出（13:26発見）、同15:31に4体目の遺体を救出（14:22発見）、同20:10に5体目の遺体を救出（16:21発見）し、当該活動現場において生き埋めになったと思われる全ての人の救出を完了しました。



#### 4 救助活動終了～帰国

現地時間25日の午後に団長、副団長（消防、JICA）等によりブーメルデス（首都アルジェから東方約50kmの海岸沿いに位置）に設置されているアルジェリア側の現地対策本部及び国連の現地活動調整所において情報収集した結果、救助チームを新たに投入しなければならぬ場所は既になく、海外チームの大部分は地震

発生から既に72時間以上経過し生存者救出の可能性がきわめて低くなっているとの判断から25、26日にはアルジェリアから引き揚げる事が判明したため、日本チームにおいても引き上げる時期に来ていると判断し、今回の活動現場の救助活動の完了をもって撤収することとされました。これにより、今回の国際緊急援助隊救助チームの最終的な成果は、計6名（生存者1名、死者5名）の救出ということとなりました。

現地時間26日には在アルジェリア日本大使館、ブーメルデスの現地対策本部及び国連の現地活動調整所に日本隊としての活動報告を行い、現地時間27日13:15にアルジェリアを離れ、日本時間29日9:05に無事帰国することができました。成田空港で国際緊急援助隊の解団式を行った後、国際消防救助隊は総務省に場所を移して総務大臣、消防庁長官等列席のもと解隊式を行い、今回の任務を完了しました。



写真3 アルジェリア国地震災害派遣国際消防救助隊解隊式にて活動報告を受ける片山総務大臣

#### アルジェリア地震における国際消防救助隊派遣者一覧

所属	氏名	階級	IRT-JF	JDR
総務省消防庁	中本 敦也*	—	総括官	副団長
東京消防庁	川島 一郎*	消防司令長	隊長	中隊長
	山田 哲夫*	消防司令		
	鈴木 忍*	消防司令補		
	富岡 豊彦	消防司令補		
	宮本 和敏	消防司令補		
	中藤 克哉	消防士長		
	安永 豊	消防士長		
	浦川 和幸	消防副士長		
仙台市消防局	菅原 義美	消防司令	隊員	隊員
	大井 剛	消防司令補		
京都市消防局	村井 広一	消防士長	隊員	隊員
	渡辺 憲司	消防士長		
川口市消防本部	舟木 重喜	消防司令補	隊員	隊員
	宮崎 克美	消防士長		
朝霞地区一部事務	金子 孝博	消防司令補	隊員	隊員
組合埼玉県南西部消防本部	大塚 一孝	消防士長		

\*がついているものは第一陣、その他は第二陣で派遣



# 「自治体消防55周年記念事業」 基本計画

総務課

「自治体消防55周年記念大会」（H15年11月20日（木）東京ドーム）を中心に、「自治体消防55周年記念事業」が（財）日本消防協会及び全国消防長会の主催で開催されます。消防庁としまして、新しい時代にふさわしい消防体制の構築をより適切に進めるため、消防関係者の意識の高揚、消防に対する国民の認識を深めること等を推進していく中で、この記念事業が盛大かつ有意義なものとなるよう後援することとしています。



## 事業の趣旨

昭和23年に自治体消防制度が発足し、以来55年が経過し、その間、国民の生命・身体・財産を守るため、幾多の大災害との闘いを繰り返しながら、たゆまぬ努力によって、われわれ消防関係者が望んでやまない近代消防への道を着実に歩んできました。ここに自治体消防制度発足55周年を記念し、全国の消防団・職員をはじめ、消防防災関係団体並びに国民各界の代表が一堂に会し、国民とともに新しい世紀を担う消防に課せられた使命の重要性を改めて認識し、安全で住みよい地域そして日本を築いていくよう精進することを誓い合うことを趣旨とします。



## 大会スローガン

『つなごう 愛・勇気・ちから』

消防人の誰もが持っている“愛”と“勇気”、そしてこれらに支えられた郷土を守る不屈の“ちから”は、これまで55年間にわたって培われ、地域社会において、先輩から後輩へ、そして親から子へ、子から孫へずっと継承されてきました。

今回のスローガンは、“愛”“勇気”“ちから”を確実に同世代の仲間と次世代に伝えていこうという、全消防人の決意の表われです。



## 主催

財団法人 日本消防協会／全国消防長会



## 事業内容

自治体消防55周年記念事業

◎記念大会 ◎記念表彰式 ◎記念シンポジウム

◎記念地域大会※ ◎記念誌・記念ビデオ製作

※地域大会については各都道府県消防協会が主催し、（財）日本消防協会、全国消防長会、（社）日本損害保険協会の共催です。

### 記念大会

- 日 時：平成15年11月20日（木）10：00～13：30
- 会 場：東京ドーム 東京都文京区後楽1-3-61
- 参加人員：
  - 35,000人（会場内外の警備、出演者を除く）
  - 政府・国会関係／都道府県知事・議長／市町村長・議長
  - 各国大使・公使／世界義勇消防連盟加盟代表
  - 消防殉職者遺族会の代表
  - 全国消防団員の代表／全国消防職員の代表
  - 全国幼年、少年消防クラブ員の代表／
  - 全国婦人防火クラブ員の代表
- 主 催：財団法人 日本消防協会／全国消防長会
- 共 催：
  - 各都道府県消防協会／財団法人 日本防火協会／
  - 財団法人 全国消防協会／世界義勇消防連盟
- 後 援：総務省消防庁／全国知事会／全国市長会／全国町村会

### 記念表彰式

- 日 時：平成15年11月19日（水）13：30～14：30
- 会 場：ニッショーホール東京都港区虎ノ門2-9-16
- 出席者：およそ700人
- 内 容：内閣総理大臣表彰（要望中）
- 総務大臣感謝状（要望中）
- 消防庁長官表彰（要望中）
- 日本消防協会会長表彰
- 全国消防長会会長表彰
- 日本防火協会会長表彰

### 記念シンポジウム

- 日 時：平成15年11月19日（水）15：00～17：00
- 会 場：ニッショーホール東京都港区虎ノ門2-9-16
- 出席者：およそ700人
- 基調講演テーマ：（検討中）
- 講 師：（検討中）
- シンポジウムのテーマ：（検討中）
- コーディネーター： //
- パネリスト： //

## 記念地域大会

開催日	会場	講演テーマ	講師
5/13 (火)	福岡県消防会館ホール	都市災害	渡辺 実氏 (株)まちづくり計画研究所所長
5/24 (土)	山口県サンビームやない	防災とボランティア	木村 拓郎氏 (株)社会安全研究所所長
5/28 (水)	宮城県仙台市民会館	災害と住民心理	藤吉洋一郎氏 NHK解説委員
//	愛媛県民文化会館	地域の安全を考える	伊藤 和明氏 文教大学国際学部教授
6/ 6 (金)	長崎県シーハット大村	緊急時の人間の心理と行動	神 忠久氏 日本消防設備安全センター常任参与
6/ 7 (土)	北海道恵庭市民会館	21世紀の安全について考える	吉村 秀貴氏 富士常葉大学環境防災学部教授
7/19 (土)	都ホテル大阪	災害と情報	廣井 脩氏 東京大学社会情報研究所教授
7/28 (月)	愛知県渥美町文化会館	渥美半島での地震災害 -津波・高潮等-	河田 恵昭氏 京都大学防災研究所巨大災害研究センター長
8/ 2 (土)	島根県旭町センター	災害時における住民の心理・行動	廣井 脩氏 東京大学社会情報研究所教授
11/ 9 (日)	山形県民会館	未定	未定
11/30 (日)	国立京都国際会館	地震の心構え	伊藤 和明氏 防災情報機構会長
11月下旬	奈良県総合運動公園	未定	未定
平成16年 3/12 (金)	岩手県民会館大ホール	未定	吉村 秀貴氏 富士常葉大学環境防災学部教授



## シンボルマーク

■災害を荒波にイメージし、消防団員・消防職員の記章が象徴する私たち消防人が、災害から国土、国民を守る姿を表現しています。



## 大会旗

■シンボルマークと連動させたもので、参加者が親しみをもてるように表現しています。

連帯と未来のために

## 自治体消防55周年記念事業

シンボルマーク

公式ポスター

記念地域大会

記録誌・記録ビデオ  
DVD制作

- 記念誌  
自治体消防55周年記念事業の各イベントの記録写真を中心に編集、関連情報を盛り込んだ記念誌を刊行します。
- 記念ビデオ、DVD  
記念大会を中心に動画で記録したビデオを製作します。  
(VHSビデオテープ、DVDディスク/ステレオ音声/実況録音、一部ナレーション入り)

大会スローガン  
つなごう 愛・勇気・ちから

大会旗

記念章  
参加章

テーマ  
ソング

「きみを守る・フォーエバー」  
歌詞募集

## 仮想の現実？

近年、“バーチャル” (virtual (英)) という言葉が様々な分野で扱われているようです。「バーチャルマネー」「バーチャルペット」「バーチャルユニバーシティ」等のように“バーチャル”の付いた色々な言葉を新聞やテレビで、毎日のように見たり聞いたりしています。さらに、バーチャルな世界を描いた映画なども公開され話題を呼んでいるようです。そのような中、「バーチャルリアリティ」という言葉が多く使われているようですが、本当はどういった意味かご存じですか。

これは「仮想現実」と訳されることが多いようですが、正確な翻訳ではないという一説があります。つまり“バーチャル”の本来の意味は、「そのものではない、しかしそのものの本質を備えたもの」という意味なのです。したがって、「バーチャルリアリティ」を忠実に訳すと、「現実そのものではないが現実と同じ体験ができること」という意味合いになるということです。例えば、「バーチャルマネー」は「本物のお金ではないが金の役割をはたすもの」であって、「仮想のお金」では役に立たないということです。

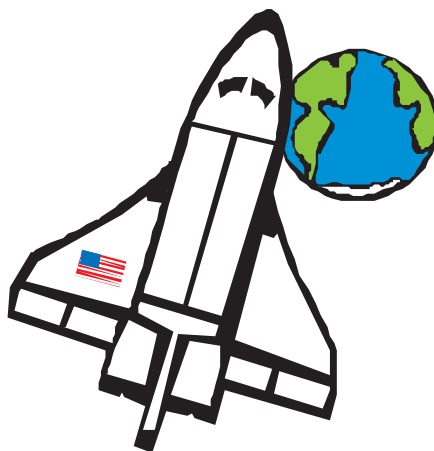
具体的に説明すると、Aにはa、b、cという面があり、それとは異なるBにはa、b'、c' という面があったとします。この場合、AとBはaについてのみ共通しています。そこで、このAのaだけを体験するのであれば、Bのaを体験してもなんら変わりはないということです。これが「バーチャルリアリティ」の基本的な考え方といわれています。

本誌17ページに「バーチャルミュージアム (消防防災博物館)」の記事が掲載されています。この「バーチャルミュージアム」は「バーチャ

ルアーキテクチャ」の手法の一つといえます。「バーチャルアーキテクチャ」とは仮想建築のことであり、コンピュータ・スクリーンの中のサイバースペースに構築される建築イメージの総称です。さらに、サイバースペースというアイデアは、1984年に発表されたウィリアム・ギブスのSF小説『ニューロマンサー』に由来しているといわれています。「バーチャルミュージアム」は現実には収集不可能な美術品や、貴重な資料なども展示できるという点で近年、多方面から注目を受けています。皆さんもバーチャルミュージアム・消防防災博物館 (<http://www.bousaihaku.com/>) を是非体験してみてください。

これからは本当にたくさんのお金をバーチャルにより体験できるようになるのでしょうか。宇宙旅行や、映画スターとの共演、歴史上の人物に会えたり・・・でも、おいしい料理や楽しいデートまでが実はバーチャルだったりしたら・・・ちょっと寂しいかもしれませんね。

参考文献：imidas 2003 (集英社)  
知恵蔵 2003 (朝日新聞社)  
EXCEED 英和辞典 (三省堂)



## 平成15年度都道府県消防主管課長会議の開催結果

### 総務課

平成15年5月16日（金）に、都道府県会館において、都道府県消防主管課長会の主催により、都道府県の担当課長等約100人が出席し、都道府県消防主管課長会議が開催されました。

会議開催後に消防庁から、石井隆一消防庁長官の挨拶

に続き、消防庁各課室長等から、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案」、「東南海・南海地震防災対策の検討状況について」、「救急救命士業務の拡充について」など、消防防災行政の直面する諸課題等についての説明が行われました。

### 〈会議次第〉

<p><b>消防課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案について</li> <li>・消防財政について</li> <li>・消防の広域再編の推進について</li> <li>・「消防力の基準」の見直しについて</li> <li>・「消防学校の教育訓練の基準」の見直しについて</li> <li>・消防職員委員会の運営状況と課題について</li> <li>・消防職員の惨事ストレス対策について</li> <li>・消防団活動の充実・強化について</li> <li>・林野火災対策の強化について</li> <li>・自主防災活動の充実強化について</li> <li>・「地域の安全・安心に関する懇話会」の開催について</li> <li>・国民保護法制について</li> </ul>	<p><b>防災課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災課の組織改編について</li> <li>・地方公共団体の防災・危機管理体制について</li> <li>・防災・危機管理教育のあり方について</li> <li>・東海地震防災対策の検討状況について</li> <li>・東南海・南海地震防災対策の検討状況について</li> <li>・津波避難対策の推進について</li> </ul>
<p><b>予防課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革への対応について</li> <li>・消防法令の性能規定化について</li> <li>・消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の創設について</li> <li>・新宿区歌舞伎町ビル火災を受けた消防用設備等に係る基準改正について</li> <li>・消防防災分野の申請・届出等の電子化について</li> </ul>	<p><b>防災情報室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災分野における情報化の推進について</li> </ul>
<p><b>防火安全室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法の改正（火災原因調査関係）について</li> <li>・消防防災支援要員の確保について</li> <li>・小規模雑居ビルの違反是正等の推進について</li> <li>・暫定適マーク制度及び自主点検報告表示制度の実施について</li> <li>・財団法人日本防火協会における防火管理講習について</li> <li>・消防法施行規則の改正について（甲種防火管理再講習）</li> <li>・住宅防火の推進について</li> </ul>	<p><b>震災等応急室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度総合防災訓練大綱について</li> <li>・消防組織法の改正（緊急消防援助隊関係）について</li> <li>・総務省・消防庁「消防防災・危機管理センター」（仮称）の整備について</li> </ul>
<p><b>危険物保安室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物事故防止アクションプランについて</li> </ul>	<p><b>特殊災害室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害体制の充実強化について</li> <li>・石油コンビナート防災体制の充実強化について</li> <li>・消防活動が困難な空間における消防活動の支援について</li> <li>・韓国大邱（テグ）市における地下鉄火災への対応について</li> <li>・行政評価局による海上災害対策に関する評価・勧告の概要について</li> </ul>
	<p><b>救急救助課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士業務の拡充について</li> <li>・テロ災害対策について</li> <li>・消防組織法改正を踏まえた消防・防災ヘリコプターの活用について</li> </ul>
	<p><b>消防大学校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度教育訓練の重点等について</li> <li>・危機管理セミナー（トップマネジメントコース）の参加促進について</li> <li>・消防教科書（平成15年度）の改訂予定について</li> <li>・eラーニング教材の開発について</li> <li>・入校推薦事務について</li> </ul>
	<p><b>独立行政法人消防研究所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度の研究等について</li> <li>・平成15年度の独立行政法人消防研究所における火災原因調査体制について</li> </ul>

## 平成15年度「危険物安全週間」推進行事実施結果

### 危険物保安室

総務省消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発活動を展開しております。

今年度の危険物安全週間は6月8日（日）から14日（土）まで行われました。

6月9日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において、危険物の安全管理の推進に努めてこられた個人（26名）が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取組みが特に優れている事業所（28事業所）が「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

また、併せて、危険物安全週間推進標語募集において、「危険物 無事故の主役は あなたです」で消防庁長官賞を受賞した村上宏さんと、危険物事故防止対策論文募集において「危険物施設における事故防止対策について ～危険物施設事故における原因究明の意義～」で消防庁長官賞を受賞した金子正和さんに賞状が

贈られました。

表彰式後の記念講演会では、特定非営利活動法人失敗学会副会長、東京大学大学院工学系研究科教授の中尾政之氏をお招きして、「事故の教訓の生かし方」と題して講演を行っていただきました。

6月10日（東京会場）及び11日（大阪会場）の両日には、消防職員や危険物関係事業所の従業員の方々を対象に、「危険物施設安全推進講演会」を開催し、基調講演及び事故事例発表を行いました。基調講演では、東京大学大学院工学系研究科助教授の土橋律氏をお招きして、「危険物災害と災害防止の最近の動向」と題して講演を行っていただき、また、事故事例発表では、独立行政法人消防研究所主任研究官西晴樹氏から「重油直接脱硫装置火災事故原因調査について」、横浜市消防局予防部指導課長浜岡和友氏から「大東通商（株）横浜油槽所No.21タンク火災の概要と安全対策について」をテーマとしてそれぞれ発表を行っていただきました。



「危険物安全大会における消防庁長官式辞」



「中尾政之氏による記念講演」

## 平成15年度危険物安全週間推進ポスター感謝状授与式

今年度の危険物安全週間（6月8日（日）～14日（土））に際しては、女優の米倉涼子さんをモデルとした推進ポスターを作成し、全国的な啓発運動を展開しました。

米倉さんに頂いた御協力に感謝し、5月19日（月）に消防庁長官感謝状及び記念品の授与式が行われました。



「米倉涼子さんをモデルとした危険物安全週間推進ポスター」



消防庁長官による感謝状授与



全国危険物安全協会理事長から授与された記念品の法被姿の米倉さん

## 平成15年度「消防大学校記念祭」の開催

### 消防大学校

平成15年5月21日に「消防大学校記念祭」が開催されました。

消防大学校は、昭和23年4月に消防講習所として発足し、半世紀にわたり、全国の消防職員、消防団員等に対する幹部教育訓練機関としての歴史を刻んでまいりました。この間における卒業生、修了生は3万7千人を優に超えるものです。

現在、消防大学校には、上級幹部科、幹部研修科、本科、救助科と四つの科が入校しており、学生数は、184人になります。

記念祭は、二部形式で実施されました。一部は、記念式典の後、記念講演として「キング オブ スキー」といわれ、海外からも厚く支持されているノルディクスキー複合五輪金メダリストの荻原健司さんを講演者に招聘し「私のスキー人生」と題して、イメージそのままのさわやかな、そして熱い講演をいただきました。大学校の中に一陣の春の風が吹き渡ったようでした。

第二部は、寮祭として実施されました。消防大学校の敷地には不二寮という南北二棟の寮（全81室、224人

収容）が併設されており、学生はこの敷地の中で生活し、勉学に励むわけですが、二部は、この不二寮にちなんで、寮祭として行われました。寮祭の最初は音楽文化協会合唱団による合唱です。同協会の森川正子先生は、消防大学校の講師をお願いしており、その授業は元気に満ちた、エネルギーがお腹の中からマグマのように湧き上がる内容であり、記念祭の合唱も素晴らしいものとなりました。教官、学生の別なく、壇上に上がり、校歌、不二寮寮歌を熱唱しました。

次は、記念祭のメインイベントともいえるべきもので、学生交流会と題して、消防大学校杯（故郷対抗）綱引き大会が行われました。この大会は学生中心に運営され、同じ出身地の四科の学生が力を合わせて、綱を引き合い、交流を深めるものです。優勝は熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県チーム、準優勝は岩手県、宮城県チーム、三位は岐阜県、静岡県チームと大阪府チームとなりました。学生にとって良い思い出を作り、残りの学生生活をより有意義にすることを誓う一日となりました。



記念講演



故郷対抗綱引き大会

# バーチャルミュージアム懇話会・安全安心懇話会の開催

## 防災課

### バーチャルミュージアム消防防災博物館に関する懇話会の開催

平成15年5月26日（月）、第3回「バーチャルミュージアム消防防災博物館」に関する懇話会が行われました。この懇話会は、ホームページ上に開設している「バーチャルミュージアム消防防災博物館」（平成14年1月開設）の内容を検討し、さらに魅力あるものとしていく上で、防災関係の実務経験者、学識経験者のみならず文化、歴史、科学、思想といった各方面の有識者のご意見やアイデアを伺うことを目的として平成14年7月に発足したもので、今回が最終回です。

懇話会においては、15年4月からリニューアルされた消防防災博物館の現状（コンテンツの紹介・アクセス状況・寄せられた意見）や、今後の事業計画についての説明や意見交換が行われました。

最後に、引き続き各方面の有識者のご意見を承るとともに、平成15年からスタートする予定の防災・危機管理教育におけるe-ラーニングとの効果的な連携について検討する場として「バーチャルミュージアム消防防災博物館」に関するアドバイザー委員会を設けることを決定し、閉会となりました。



バーチャルミュージアム 消防防災博物館のトップページ  
<http://www.bousaihaku.com/>

### 地域の安全・安心に関する懇話会の開催

自治体消防発足55周年を迎え、わが国の消防防災体制は着実に向上してきており、事業者等の規制や行政の緊急対応体制については、概ね制度の整備が図られてきているところです。しかし、地域におけるさらなる安全・安心な生活を確保するためには、自主防災組織等の育成・活性化、防災・安全教育の充実、住宅防火対策のための新たな手法の導入等を検討する必要があります。

そこで、これらの事項について調査検討を行い、今後の消防庁の施策に役立てるため、「地域の安全・安心に関する懇話会」（会長：樋口公啓 日本経済団体連合会副会長）の第1回会議を、平成15年5月29日（木）に開催しました。

また、同懇話会の下で、高齢化の進展等に対応した新しい住宅防火対策のあり方に関する専門的事項を調査・検討するため、「住宅防火に関する専門部会」（部会長：大森 彌 千葉大学法経学部教授）の第1回会議を、上記懇話会に引き続いて開催しました。

懇話会・部会とも、今秋の報告取りまとめを目指して、今後数回程度開催の予定です。



第1回 地域の安全・安心に関する懇話会



# 救急救命士の意見交換会レポート

救急救助課

消防庁では昨年9月に引き続き、第2回目となる「消防庁幹部と救急担当責任者・救急救命士との意見交換会」を5月30日（金）に都内で開催しました。救急救命士の処置範囲拡大については、本年4月から医師の具体的指示なしで除細動を実施することが可能となり、今後、気管挿管等更なる処置範囲の拡大が控えています。本会は消防庁幹部と消防本部における救急担当責任者及び実際に現場で活躍されている救急救命士が直接意見交換することにより、救急救命士の現状や抱えている問題点等を把握し、今後の処置範囲拡大の円滑な推進等の施策に反映させることを目的に開催したものです。出席者は各都道府県から推薦いただいた消防本部の救急担当責任者、救急救命士各1名の合計93名で、消防庁からは石井隆一消防庁長官をはじめとする消防庁幹部が出席しました。また、日本医科大学高度救命センター山本保博教授、全国消防長会木挽事務総長、救急振興財団の朝日副理事長を来賓としてお迎えし、貴重なアドバイスをいただきました。

当日は長官挨拶、山本教授の救急救命士の責任と期待することについての講演、吉崎救急救助課長の救急救命士の処置範囲拡大に関する最近の動向等の説明に引き続き意見交換を行いました。意見交換の議題としては①包括的指示下での除細動実施について②その他、現状の課題・問題点の2つを設定し、可能な限り率直な意見を提言いただくため、フリートーク形式で

行いました。議題1については、4月から包括的指示下で除細動を実施している消防本部から、時間短縮により、昨年の同時期と比べ11%も救命率の向上があった等の奏功事例について報告され、またメディカルコントロール体制整備の遅れにより4月からの実施が間に合わなかった消防本部からは今後の救命率向上を目指し、早急な実施に向け体制整備を推進したい等の意見が出されました。議題2については気管挿管実習の30症例という壁は非常に高い、また研修中の人員確保の問題点やインフォームドコンセントが難しいという声、事後検証時の医療側との問題点が多いと多種多様な意見が出ました。

消防庁、山本教授等からも熱のこもった回答・アドバイ스가なされ活気のある2時間となりました。

最後に救急救命士から出された意見交換会感想の一部をご紹介します。

「現場の声を直接消防庁幹部に聞いてもらう最高の機会であり、消防庁の救急業務の高度化に対する意気込みや積極性を感じました。どの消防本部が抱えている問題も基本的には同じです。今回の長官や来賓の方々の回答を踏まえ、今後も、救急業務を適正に実施するよう努力していきたいと思います。」

消防庁としても、本会において提言された各出席者からの意見については今後の施策に反映すべく努めていきたいと考えています。



日本医科大救急医学主任教授 山本 保博先生の講演



真剣に耳を傾ける救急救命士達



## 愛知県 豊橋市消防本部



愛知県 豊橋市消防本部  
消防長 前田 勝利

### 「緑と人のまち・豊橋」

豊橋市は愛知県の東南部に位置し、東は弓張山地を境に静岡県と接し、西には国定公園に指定される三河湾と国際貿易港である「三河港」を擁し、南は太平洋に面するなど温暖な気候に恵まれています。

この地方は、かつて穂の国と呼ばれ大化の改新のころ三河国に統合され鎌倉時代には今橋と名付けられました。その後、吉田に改められ明治2年には吉田藩は豊橋藩に、そして明治39年愛知県下2番目の市として産声を上げました。

戦前戦中には蚕糸の町、軍都として知られ、戦後においては、市民のたゆまぬ努力と恵まれた風土をバックに、産業基盤の強化、生活環境の整備充実を着々と進め、東三河地域の中心都市、さらには、三遠南信地域の拠点都市として躍進を続け、平成11年4月中核市に移行しました。

現在、平成22年度を目標年次とする第4次基本構想・基本計画を策定し「笑顔がつなぐ緑と人のまち・豊橋」という将来都市像の実現に向けてよりよいまちづくりを進めています。



「吉田城」と母なる川「豊川」

### 「防災都市・豊橋を目指して」

当消防本部は、昭和23年自治体消防として発足、現在1本部4課1室、2署2分署、4出張所、職員328名で構成され、管内人口37万2千人の市民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、数々の施策を推進しています。

特に、防災面では、早くから自主防災組織の育成など体制の強化充実を図ってまいりましたが、地震防災対策強化地域に指定された昨年度より、室から課に強化した防災対策課を中心に、地域防災講習会・訓練の実施（ローラー作戦）を全市域で展開するなど市民への啓発を強力に推進するとともに、太平洋沿岸部への津波情報伝達システムの稼働、耐震貯水槽の増強など防災施設等の整備充実を図っております。

また、地震などの大災害や複雑多様化する災害への対応力強化、さらには情報の早期集約と処理など情報化社会に対応する最新鋭の消防通信指令システムを通信指令課に導入しました。

今後も、市民が安心して暮らせる「防災都市・豊橋」を目指し、職員一丸となって、ソフト、ハード両面での施策を強力に推進してまいります。



新しく導入した通信指令システム

## 札幌市民防災センター 待望のオープン

札幌市消防局

3月14日に「札幌市民防災センター」がオープンした。センター内には乗車可能な実物のはしご車が展示されており、地震体験コーナーでは近年発生した実際の地震などが体験できる。また、日本初の2階建ての模擬建物による煙体験コーナーでは車椅子も安心して体験できる。当センターは白石消防署と併設になっているため、2階の窓越しから消防車両、出動の様子が見学できる。他にもさまざまな体験・学習ができ、5月末までに15,000人が来場している。



大地震で被害を受けた札幌の街並みを体験することができる「震災通り」

## わが町の消火栓

長浜市消防本部

市街地を通る北国街道にある「黒壁銀行」の愛称で親しまれていた建物が平成元年に解体されようとした時、黒漆くい仕上げの外壁の保存を求めた市民の声により、世界中のガラスを集めた「ガラス館」として再生されました。当時「ガラス館」横には赤色の地上式消火栓がありましたが、景観に配慮した結果、黒色に塗り変えることとしました。

人口6万人の町に、年間500万人余の観光客が訪れる長浜市では、「あれ、これ消火栓？本当に水出るの？」と話題になっています。



町並に映える黒い消火栓

→ 滋賀県

消  
防



↑ 北海道

望くぼうろろう楼

茨城県 ↓



## 高齢者支援(安心ネットワーク) 訓練を実施

高松市消防団

高松市消防団では、3月23日香西地区高齢者地域支え合い推進事業の一環である「非常災害時の支援体制仲間づくり事業」として、緊急災害時における高齢者の支援体制(安心ネットワーク)を確立するための訓練を実施した。

この訓練は、西消防署・香西消防分団・自治会・地区民生、児童委員会・老人会・地区自主防災組織等が連携し、地域内の自力避難困難高齢者家庭を巡視して、介助しながら小学校のグラウンドへ避難させるなど、地域住民の連携による総合的な防災訓練を実施したもので、改めて各関係機関の連携の必要性を痛感した。



応急救護処置を指導する消防団員

通  
信

香川県

## 幼年消防クラブ巡回防火指導

水戸市消防本部

水戸市内には25の幼年消防クラブがあり、約1,000名の園児が「ぼくたち、私たちは火遊びはしません」を合言葉に予防週間の行事や消防出初式に参加し、防火思想の普及に活躍しています。水戸市消防本部では、クラブ結成10周年を迎えるにあたり、平成13年から毎月各クラブを訪問して、避難訓練、防火講話、防火ビデオ、防火紙芝居、消防音楽隊の演奏、消防車見学を実施し、幼児期における防火に対する意識付けを行っています。



消防音楽隊とちびっこ指揮者

A m o t i o n o f f i r e f i g h t i n g

コ ラ ム 2 0 0 3

C O I U M N

# 防火管理者の業務の外部委託と 防火管理上必要な業務の一部委託

## 1 消防法第8条に基づく防火管理制度の概要

消防法第8条においては、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に、防火管理者を定めさせ、消防計画の作成等の防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

なお、防火管理者は、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を行う際に、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者（以下「防火管理業務従事者」という。）に対し、必要な指示をすることから、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものでなければならない。

## 2 防火管理者の業務の外部委託

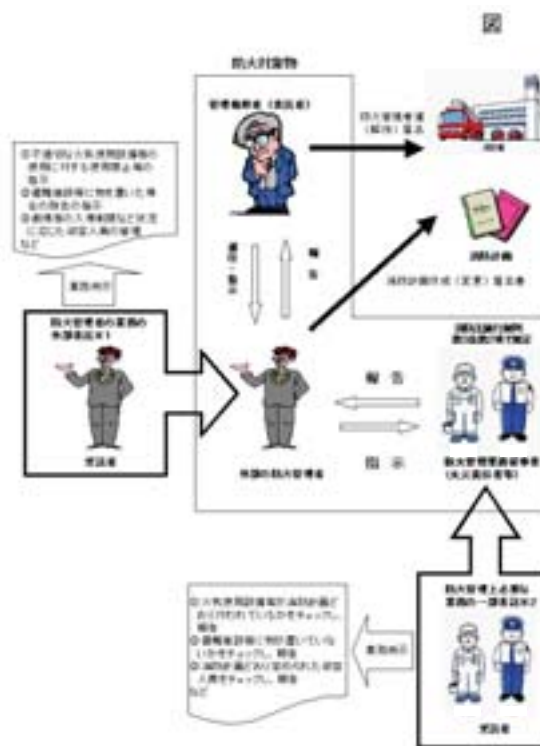
防火管理者の業務の外部委託とは、図の※1のように、防火対象物の管理権原者が外部の者を防火管理者として定め、その防火管理者が防火管理業務従事者などに指示し、不適切な火気使用設備等の使用に対する使用禁止等の指示などの防火管理上必要な業務を行わせることである。

このことについては、平成13年3月30日、「規制改革推進3ヶ年計画」が閣議決定され、この中で「防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、結論を得る。」と

されたことを踏まえ、防火管理者の業務の外部委託の可能性、そのあり方等を検討するため、平成14年度、「防火管理者制度のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行ったところである。

## 3 防火管理上必要な業務の一部委託

消防法施行規則第3条第2項の防火管理上必要な業務の一部委託とは、図の※2のように、防火対象物の管理権原者が外部の者（管理会社など）が火気使用設備等が適正に使用されているかをチェックし、当該防火対象物の防火管理者に報告するなどの防火管理上必要な業務の一部を行わせることである。



# 消防職員が殉職した住宅火災の概要

消防課

## 1 概要

平成15年6月2日（月）（出火日時不明、午前0時21分覚知）、兵庫県神戸市西区における木造2階建て住宅が全焼した火災により、住人男性1名が死亡した他、消火活動中の消防隊員が倒壊した建物の下敷きになるなどして、死亡4名、重症2名、軽症7名、計13名の消防職員の死傷が発生しました。

## 2 これまでの対応

消防庁では、火災当日の午前に職員を現地へ派遣し、消防研究所職員、兵庫県、神戸市消防局とともに、火災の原因、建物倒壊の原因、活動中の安全管理などについて調査を行いました。

また、4日（水）には岩永峯一総務大臣政務官が、6日（金）には石井隆一消防庁長官が、それぞれ現地を訪れ、現場の視察などを行いました。

さらに、隊員の強い心的ストレスが危惧されたため、「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、専門家によるカウンセリングを行いました。

## 3 これまでの調査結果

### (1) 火災原因

出火箇所は1階居室であるが、出火原因は判明していません。



現場を確認する岩永峯一総務大臣政務官

### (2) 倒壊の原因

1・2階を貫く通し柱と2階を支える梁との接合部が、長時間にわたって火炎にあおられた結果、接合部に焼け細り及び欠損が生じて、2階及び屋根を支えられなくなり、一気に倒壊したと推定されています。

### (3) 安全管理

現場での消防活動及び安全管理は、内部規程に従って、必要な体制及び内容で行われていました。

具体的に今回の火災では、救助隊2隊が出動し、先着の救助指揮隊長が安全管理員の役割を兼ねるとともに、他の救助隊が安全管理面を含めたバックアップを図るという体制がとられていました。

## 4 今後の対応

消防活動の現場には必ず危険が伴うものであり、安全確保のために、常に十分な配慮が必要です。

同様な事案の発生を防止するため、消防庁では、現在取り組んでいる「消防学校の教育訓練の基準」の見直しの中で、安全管理や現場活動に関する内容の拡充を図ることとしました。

また、消防大学校や全国消防長会の研修会等において、安全管理について徹底するなどして、消防職員・団員の活動中の安全確保の充実を図っていきます。



現場を確認する石井隆一消防庁長官

## 住民参加による防災まちづくりの推進

防災課

地域の防災力向上を図るためには、まちづくりや日頃の暮らしの中に「防災に関する視点」を盛り込んでいくことが重要です。

災害対策基本法において、国、都道府県、市町村それぞれの防災上の責務が規定されていますが、こうした行政機関の行う防災施策のほか、住民自らによる防災活動も活発に行われています。特に阪神・淡路大震災以降、地域に密着した自主防災組織や災害ボランティアによる活動においては、「自分たちのまちは自分たちでまもる」という意識のもと、創意工夫に富んだ防災まちづくりが進められています。

大きな災害においては、道路・橋りょう等が損壊することにより、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に、支障をきたす場合が考えられます。また救助救援活動において、防災関係機関等が迅速に対応を行ったとしても、被害広域が広大なため公的機関の救助救援活動が難しい場合や、広域的な応援体制の確立にはさらに時間を要する場合も考えられます。

そのため、発災直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火等を行う体制の整備とそのネットワークを築いておくことが重要となってきます。因みに、

阪神・淡路大震災により生き埋めや建物等に閉じ込められた人のうち、生存して救出された人々の約98%は、自力または家族や隣人など公的機関以外による救出であったという結果が出ています。

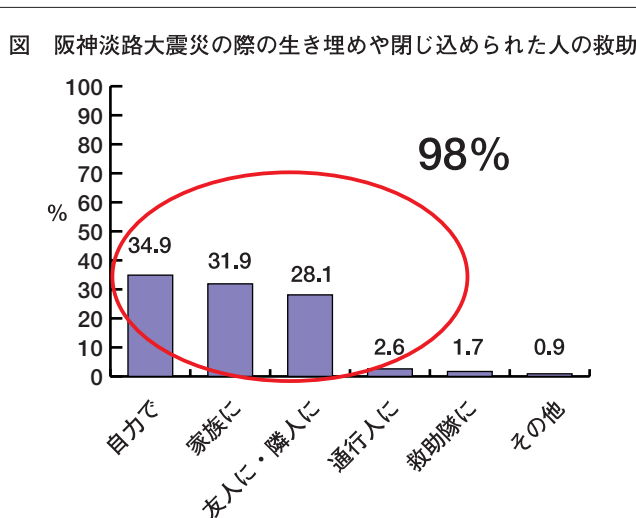
こうした住民参加による防災まちづくりを推進するためには、平常時より自主防災組織を住民主体となって組織し、災害時に備えた情報収集伝達・警戒避難誘導の確認、防災用資機材の備蓄等を進めると共に、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要です。また、自主防災組織だけではなく、地域の消防団や婦人防火クラブ、少年消防クラブ、他の地域の自主防災組織等と連携した合同訓練等を通じて、災害時に幅広い救助救援活動を担える防災まちづくりを、より総合的に推進していくことが必要となるでしょう。



防火危険箇所チェック



防災訓練内容の説明



〔出典：日本火災学会〕

『兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書』による）

# 消防団活動への事業所の理解と協力

消防課

## 1 地域の安全と安心を守る消防団

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが構成される、市町村の消防機関の一つです。

消防団員は、ボランティアとしての性格と、非常勤の地方公務員の身分を併せ持ち、①火災の発生時にいち早く現場へ駆けつけての消火活動、②地震・風水害などの大規模災害時や林野火災時の活動、③平常時における応急手当の普及指導や住宅への防火訪問、警戒活動などに従事し、地域の消防・防災力の向上に貢献しています。

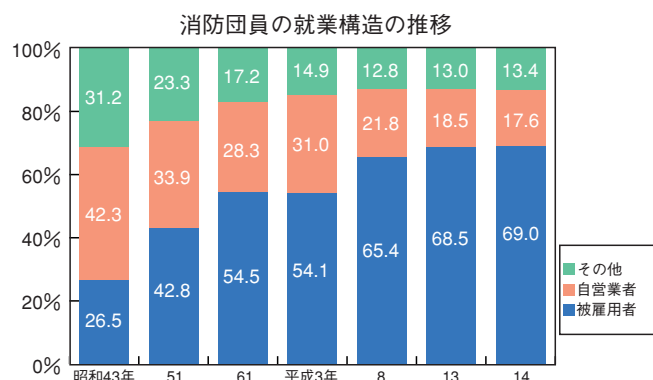
## 2 消防団が直面する課題と事業所の協力

社会経済情勢の変化によって、消防団は団員数の減少、被雇用者、団員の割合が増加するなど、様々な課題に直面しています。

このため、消防団が円滑に活動し、地域の安全と安心を守るという使命を果たすためには、事業所からの協力が不可欠です。消防庁では、去る3月27日、消防団員が勤務し、消防団活動を支援している事業所を表彰するとともに、受賞事業所による報告会を開催しました。



事業所による報告会の様子



報告会では、次のような支援事例が報告されました。

- ・消防団活動に出動する勤務者に対し、勤務扱い又は特別休暇を認めるなど、優遇措置を就業規則に明記
- ・消防団行事について、事前に協力依頼があれば、団員である勤務者の上司にその旨を周知し、行事参加に配慮
- ・消防防災訓練や普通救命講習を一般の勤務者に対し積極的に行い、消防防災等への関心を喚起
- ・事業所の自衛消防隊と、消防団との連携により、自衛消防隊員が消防団に溶け込みやすい環境を提供
- ・事業所の資機材を、消防団活動で出動する際にも提供

これらの支援事例を全国の各事業所が参考として、実施を検討し、実を結んでいくことが期待されます。

## 3 事業所への協力の要請

地域に根ざした消防団は、住民生活や企業活動を守るという重要な役割を担っています。

消防団活動について、事業所の理解と協力を得るためには、広報活動はもとより、市町村や都道府県においても、事業所に対する表彰制度を設けるとともに、事業所の自衛消防隊と消防団の協力関係を作るなど、具体的な方策を講じていく必要があります。

### 平成14年度消防団地域活動表彰 受賞事業所

都道府県	受賞事業所名	都道府県	受賞事業所名
岩手県	太平洋セメント株式会社 大船渡工場	石川県	大同工業株式会社
宮城県	有限会社村上工業	三重県	日本トランスシティ株式会社
茨城県	京三電機株式会社	和歌山県	株式会社丸濱組
埼玉県	株式会社秩父富士	鳥取県	王子製紙株式会社 米子工場
富山県	日産化学工業株式会社 富山工場	山口県	日本精蠟株式会社 徳山工場
		佐賀県	株式会社フタバ伊万里

# 電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や使用方法の誤りから火災となる場合があります、使用にあたっては十分な注意が必要です。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

## 1 電気器具の正しい使用

電気器具は正しく使用しなければなりません。電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり過熱し火災になることがあります。使用に際しては、器具の取扱い説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用することが重要です。

また、アイロンや電気ストーブなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくことと火災の原因となります。使用しないときはスイッチを切る習慣をつけるとともに、差込プラグをコンセントから抜くことが大切です。



## 2 電気器具の点検の実施

エアコンや電気ストーブなどは、毎年使用する前に必ず点検をすることが大切です。また、長年使用している電気器具につ



いても、ほこり等を取り除いたり、点検・整備をするように心掛けたいものです。なお、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用を止め、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

## 3 電気配線等からの出火防止

現在、生活の中で家電製品やOA機器など、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、使用する電気製品に対しコンセントが不足し、「たこ足配線」になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントやコードが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、「たこ足配線」は絶対に止めましょう。

また、プラグにほこりや湿気等が付着したまま、長い間コンセントにプラグを差し込んだ状態にしておくことにより、プラグの両刃間に電流が流れ、発熱して火災になる「トラッキング現象」となることがありますので、外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、プラグを抜いたりプラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。



さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかったり断線し、出火する可能性がありますので大変危険です。傷ついたコードは早めに交換し、重い物をのせたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



※イラストについては、「住宅防火対策推進協議会」の住宅防火イラスト素材より転載しております。



# 花火による火災の防止

## 予防課

“夏の風物詩、花火”。毎年、子供たちにとって楽しい季節となりました。

しかし、夏の娯楽として家族で楽しめる花火も、取り扱いを誤ると、火災になったり、火傷をしたりするなどの事故につながりかねません。実際に平成13年中、花火による火災が85件発生しています。花火の取り扱いには十分注意し、楽しい夏の思い出にしましょう。

### 1 燃えやすいものがない広くて安全な場所を選ぶ！

「ロケット花火」のように高く飛ぶものや、「ねずみ花火」のように地面を走り回るような花火は、楽しく、多くの方が利用されると思います。しかし、火の粉が屋根や紙くず等に着火するなど、これらの花火が原因で火災となった事例が多く見られます。

花火をする場合は、次のような場所を選ぶようにしましょう。

- (1) 紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にない場所。
- (2) 灯油やガソリンなど、危険物品が周囲にない場所。
- (3) 周りに建物等がない場所。

※文化財の周囲など、花火が禁止されている場所では絶対にしないようにしましょう。

### 2 気象条件を考える！

次のような日には、花火をしないようにしましょう。

- (1) 火災警報が出ている時。
- (2) 強風注意報や乾燥注意報が出ている時。

### 3 子供だけで絶対に花火をさせない！

子供は火の取り扱いが未熟です。誤って、衣服に燃え移り火傷をしたり、周囲の物に燃え移り、消火できずに火災になったりするおそれがあります。花火をするときは必ず大人が付き添いましょう。

### 4 注意書を必ず読む！

花火に記載してある注意書を必ず読んで、花火をほぐしたり、一度に数本まとめて点火するなどの危険な取り扱いをせず、正しく使用しましょう。

### 5 水バケツを用意する！

花火の燃えカスに火が残っているのに気が付かずに、ごみ箱へ投げ捨てたため、火災となった事例があります。花火をする際には、必ず水の入ったバケツを用意し、マッチや花火の燃えカスは確実に消火しましょう。



# 外出先での地震の対処

防災課

日本は地震列島と呼ばれるほど地震の多い国です。阪神・淡路大震災の記憶はまだまだ鮮明で、その後も鳥取県西部地震や芸予地震、最近では5月26日の宮城県沖の地震など、各地で大地震が発生しています。

また、東海地震や東南海・南海地震など、巨大地震の発生も懸念されている現在、こうした大地震による被害を最小限に抑えることを一人ひとりが考えておく必要があります。

地震が発生したら、まず自分の身を守らなければなりません。

大地震の際、外出先で遭遇する危険と、それに対処する方法にはつぎのようなものがあります。こうしたことを心がけ、いざという時落ち着いて適切な行動がとれるようにしましょう。

## 1 市街地等を歩いていた場合

- ・窓ガラスや屋根瓦、看板などが落ちてきます。かばんなど手荷物で頭を守り、広場などへ避難しましょう。
- ・ブロック塀、電柱などから離れましょう。崩れてくるおそれがあります。
- ・切れて垂れ下がった電線には絶対に触らないようにしましょう。



## 2 デパートなどにいた場合

- ・大型の家具や家電製品などの下敷きにならないよう、安全な場所へ移動しましょう。
- ・ガラス製品や照明器具の落下に注意しましょう。
- ・出口に殺到するとパニックになるので、店員の指示に従って落ち着いて行動しましょう。

## 3 地下街にいた場合

- ・地下は地上の建物より揺れが少なく、比較的安いです。停電になっても非常照明がつくので、落ち着いて係員の指示に従って避難しましょう。
- ・もし火災が発生したら、煙の充満が早いので、誘

導灯に従って早めに地上に避難しましょう。ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くして、はうように避難します。

## 4 車を運転していた場合

- ・ハンドルをしっかり握り、徐々に速度を落として道路の左側に停車しましょう。
- ・救助や消火活動の妨げになる場合があるので、車を置いて避難する場合には、鍵はつけたままにしておきましょう。

## 5 情報は公的なものに頼る

- ・情報はラジオやテレビ、防災行政無線など公的なものに頼り、うわさなどに振り回されないようにしましょう。

## 6 発災後の電話の利用について

- ・地震の後、被災地では電話がつながりにくくなります。NTTの災害伝言ダイヤル「171」サービスの利用方法を覚えておきましょう。災害時でも、公衆電話は優先的に復旧されます。
- ・遠隔地の親戚に安否情報を寄せるなど、あらかじめ連絡方法について決めておきましょう。

普段みなさんが生活している家の中には家具の転倒など多くの危険があり、テーブルなどの下に身を伏せるといったことが必要です。しかし、危ないからといってあわてて外に飛び出さないようにしましょう。一見安全に思える屋外にも多くの危険が潜んでいます。

いざというときあわてないため、地域内の危険な箇所や地震の対処法、避難場所、緊急時の連絡方法や連絡先などについて、ふだんから家族で話し合いをしておきましょう。



# 消防防災機器の開発等および 消防防災科学論文募集要領

独立行政法人 消防研究所

## 1. 趣旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主催 総務省消防庁・独立行政法人 消防研究所

## 3. 募集の範囲

### (1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

### (2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

## 4. 応募者の区分

応募者の区分は、次の通りです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1) 以外の個人もしくはグループ

## 5. 応募作品

### (1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。(ただし、市販化しているものは、平成10年4月1日以降のものに限る。)

### (2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。(ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成12年4月1日以降のものに限る。)

なお、(1) 及び (2) とともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複

応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

## 6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。

## 7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

### ①優秀賞

消防防災機器の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内

### ②奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文	2点以内
----------------------------	------

## 8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

## 9. 表彰者の発表

平成16年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

## 10. 締切 平成15年9月30日(火)(当日消印有効)

## 11. あて先及び問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所 研究企画部

〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422-44-8331 (代表) FAX 0422-42-7719

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>

メールアドレス [hyosho@fri.go.jp](mailto:hyosho@fri.go.jp)

# 第6回全国消防広報コンクール実施要綱

総務課

## 1. 目的

消防行政を推進する上で重要な役割を果たしている消防広報の向上に資するため、全国の消防本部又は消防団が作成している広報紙、広報写真、広報ポスター・広報カレンダー及びホームページから広報技術が全国的に見て優秀なものを選定し、これを、全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与する。

## 2. 主催

総務省消防庁

## 3. 後援

日本消防協会、全国消防長会

## 4. コンクール対象媒体（部門）

- (1) 広報紙部門
- (2) 広報写真部門
- (3) 広報ポスター・広報カレンダー部門
- (4) ホームページ部門

## 5. 応募基準

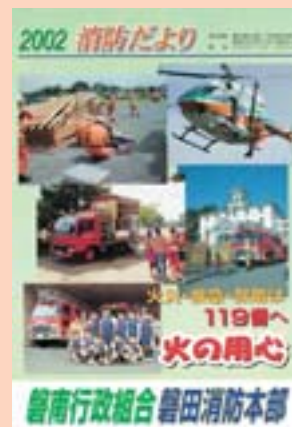
- (1) 応募団体
 

全国の消防本部及び消防団とします。
- (2) 応募作品
  - ① 各種媒体とも各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限ります。
  - ② 平成14年度中（平成14年4月から平成15年3月の間）に制作・撮影したもの。ただし、ホームページ部門は平成15年8月29日時点でインタ

### 第5回全国消防広報コンクール優秀作品



【広報写真部門】  
「秋景」（羽島市消防本部）



【広報紙部門】  
「消防だより」（磐南行政組合磐田消防本部）



【広報写真部門】  
「最後の使命」（横浜市消防局）



【広報ポスター・広報カレンダー部門】  
「広報ポスター」（大阪市消防局）

ーネット上に公開されているものに限ります。

### (3) 応募作品数

- ① 各対象媒体とも各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限る。
- ② 平成14年度中（平成14年4月から平成15年3月の間）に制作・撮影したもの。ただし、ホームページ部門は平成15年8月29日時点でインターネット上に公開されているものに限る。

### (4) 各対象媒体ごとの留意点

- ① 広報紙（提出数：8部）

ア 住民を対象として消防防災行政の施策や計画等の複数のテーマを同時に啓発・周知し、また、これらに関する情報等について広報することを目的に企画・編集したもので、週刊、月刊、旬刊及び季刊等の形態で定期的に発行したものとします。

イ 作文集・学校における防火防災教育の補助教材等として使用されているもの及び市町村発行の広報紙の中に部分掲載（1頁以上の分量があるもの。）しているものも対象とします。

### ② 広報写真（提出数：2枚）

ア 消防防災活動等について広報用として撮影したものとします。（カラー・モノクロのいずれも可）

イ 作品は、応募団体の職員が撮影したものに限り、サイズは、四つ切りとします。

### ③ 広報ポスター・広報カレンダー

（提出数：2枚）

壁新聞は含みますが、写真を貼付しただけのものは除きます。

### ④ ホームページ（提出数：8部）

ア 応募作品はインターネット上で公開されており、Internet Explorer5.5以上で閲覧可能なものに限り、サイズは、四つ切りとします。

イ 市町村等のホームページと共同で公開しているものも対象とします。

ウ 主なページ（トップページ、アピールするページ等）及びサイトマップ（サイト内構成、階層等が判るもの）を画面で添付してください。

（5）応募作品ごとに「応募作品調書（指定様式・消防庁ホームページからダウンロード可）」を1部作成し添付してください。

## 6. 応募締切り

平成15年8月29日（金） 当日消印有効

## 7. 審査及び発表

（1）主催者である消防庁長官が委嘱した審査員により、部門別に入賞作品を選定します。

（2）審査結果は、消防庁広報誌「消防の動き」、（財）日本消防協会広報誌「日本消防」及び（財）全国消防協会機関誌「ほのお」等に掲載して発表します。

（3）入賞作品については、平成15年版消防白書及び消防庁ホームページに掲載する予定です。

## 8. 審査基準

（1）広報紙部門

- ①企画 ②文章表現及び用語 ③編集（構成）  
④その他

（2）広報写真部門及び広報ポスター・  
広報カレンダー部門

- ①企画 ②表現 ③技術 ④その他

（3）ホームページ部門

- ①企画 ②情報（質・量） ③デザイン ④技術  
⑤その他

（4）上記の他、年間発行（制作）回数、写真撮影等の制作委託の有無、制作担当者数、経費等も勘案することがあります。

## 9. 表彰

（1）受賞数

- ① 消防庁長官賞（最優秀賞）各部門毎に1点  
② 消防庁長官賞（優秀賞）各部門毎に2点  
③ 消防庁長官賞（入選）各部門毎に3点程度  
④ 消防庁長官賞（特別賞）応募作品の状況により、数点

（2）各部門の最優秀賞に対する表彰式は、11月上旬に、総務省消防庁（千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第2号館3階）において行います。

## 10. その他

応募作品は原則として返却いたしませんので、ご了承ください。

## 11. あて先及び問い合わせ先

総務省消防庁 総務課広報係

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-5253-7521（直通）

## 5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第72号	平成15年5月6日	各都道府県消防主管部長	消防庁防災情報室長	「災害映像情報の効果的活用事例について」の送付について
消防危第46号	平成15年5月13日	各都道府県消防主管部長	危険物保安室長	危険物災害等情報システムの充実について
消防危第43号	平成15年5月13日	各都道府県消防主管部長	危険物保安室長	平成15年度危険物安全週間推進行事の実施結果について
消防災第107号	平成15年5月15日	各都道府県防災主管部長	消防庁防災課長	総務省行政評価局による海上災害対策に関する評価・監視結果に基づく勧告について
消防特第86号			消防庁特殊災害室長	
消防災第101号	平成15年5月15日	各都道府県消防防災主管部長ほか	消防庁防災課長	都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に関する研究会報告書について
消防情第81号	平成15年5月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁防災情報室長	消防防災無線通信施設・設備の維持管理について
消防安第69号	平成15年5月19日	都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	違反処理事例等の調査について
消防危第50号	平成15年5月20日	各都道府県消防主管部長	危険物保安室長	危険物規制事務担当初任者研修会の開催について
消防消第104号	平成15年5月27日	各都道府県消防主管部長	消防課長	消防職員の惨事ストレス対策に係る緊急時メンタルサポートチームの創設等について
消防予第76号	平成15年5月29日	都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルの違反是正状況等の調査について
消防予第77号	平成15年5月29日	都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	改正消防法施行後の命令発動状況の調査について
消防危第56号	平成15年5月30日	各都道府県消防主管部長	危険物保安室長	危険物事故防止の推進について

## 消防庁人事

平成15年5月31日付

氏名	新	旧
木戸 正典	北海道総務部総合防災対策室防災消防課主査	防災課震災対策係長

平成15年6月1日付

氏名	新	旧
細川 直史	併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐 併任解除 防災課防災情報室通信企画係長・ 防災課防災情報室通信企画係長事務取扱	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 消防庁防災課防災情報室通信企画係長
近藤 史郎	防災課震災対策係長	北海道農政部農村振興課主任

## 広報テーマ

7月

- |                |        |
|----------------|--------|
| ①防災訓練への参加の呼びかけ | 震災等応急室 |
| ②台風に対する備え      | 防災課    |
| ③住民自らによる災害への備え | 防災課    |
| ④火遊びによる火災の防止   | 予防課    |

8月

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| ①花火による火災の防止               | 予防課    |
| ②住民参加による防災まちづくりの推進        | 防災課    |
| ③事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ | 消防課    |
| ④電気器具の安全な取扱い              | 予防課    |
| ⑤外出先での地震の対処               | 震災等応急室 |

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)きょうせい